

光明地域まちづくり協議会会則

第一章 総 則

(名称)

第1条 本会は、宝塚市光明地域まちづくり協議会（略称「光明地域コミュニティ」という。）という。

(目的)

第2条 高齢社会、生涯学習社会を迎え、地域住民参加による文化・学習・健康増進・福祉・環境美化・その他地域活動等を促進し、住民相互の交流によるふれあいのある豊かな地域コミュニティづくりを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、その目的を達成するために必要な事業を行う。

(地域)

第4条 本会の構成地域は、原則として光明小学校校区内とし、関係する周辺を含むものとする。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、会長の定める所に置く。

(会員)

第6条 本会の会員は、当該地域内に居住する者及び地域内の事務所・事業所等とする。

第二章 代議員

(代議員)

第7条 代議員は、原則として構成区域内の自治会、管理組合、老人会、婦人会、子供会、民生児童委員、PTA 役員、商店会、補導委員、保護司、行政関係団体、その他団体グループ、個人等により推薦され、総会において承認された者をいう。

(代議員の任務)

第8条 代議員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 本会の運営方針の決定に参画する。
- (2) 本会の役員を選出する。
- (3) 本会の活動の運営方針に基づき、コミュニティ活動を実施する。

(代議員の任期)

第9条 代議員の任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。

第三章 役員及び役員会

(役員)

第10条 本会に次の役員を置き、役員会を構成する。
会長及び副会長若干名、書記3名、会計1名、理事若干名、監査2名、顧問又は相談役若干名を置くことが出来る。

(役員会の任務)

第11条 役員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、事故あるときは会長の任務を代行する。
- (3) 書記は、本会の円滑な運営を図るため、役員会、総会等の議事を記録し、役員会の承認の上保管する。
- (4) 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理の収支を記録し、決算報告をする。
- (5) 理事は、本会の目的を遂行するために運営方針の策定と審議に参画し、活動実施にあたる。
- (6) 監査は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員会の任務)

第12条 役員会は、次の事項について協議決定する。

- (1) 総会に提出する議案。
- (2) 総会決議事項の具体化の協議、決定。
- (3) その他必要事項。

(役員任期)

第13条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会長の任期は連続して3期を超えることが出来ない。

第四章 総会及び部会・委員会

(総会)

第14条 総会は、代議員を以て構成し、毎年4月から5月までに定例総会を会長の招集により開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開催することが出来る。

- 2 総会は、役員及び代議員の2分の1の出席により成立する。但し、委任状を以て出席に代えることが出来る。
- 3 総会は、次の事項について議決する。
 - (1) 事業報告及び決算の承認。
 - (2) 事業計画及び予算の認定。
 - (3) 役員、代議員の選出及び承認。
 - (4) 会則の制定及び改廃の認定。
 - (5) その他本会の運営に関する重要事項の承認。
- 4 会員は、総会に出席し意見を述べる事が出来る。

(部会・委員会)

第15条 本会に部会及び委員会を置くことが出来る。

第五章 会 計

(経費)

第16条 本会の経費は、助成金、寄付金、団体及びグループ会費その他を以て充てる。

第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第六章 雑 則

(雑則)

第18条 この会則に定めるものの他、本会運営に必要な規則などに関しては、その都度役員会の議決を経て総会に報告する。

(付則)

- 1 この会則は、平成7年12月10日から施行する。
- 2 この会則は、平成9年5月18日から施行する。
- 3 この会則は、平成10年5月24日から施行する。
- 4 この会則は、平成11年5月16日から施行する。
- 5 この会則は、平成29年5月21日から施行する。